平成２１年（フ）第４５９号
群馬県安中市高別当152番地
債務者　片山　健児
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１４９５号
埼玉県川口市戸塚東１―14―21　スカイハイツ302西浦方、住民票上の住所埼玉県川口市東川口５丁目19番20号
債務者　中妻　理恵（旧姓曽我）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９６号
埼玉県吉川市大字吉川281番地　パストラルⅠ103、旧住所埼玉県川口市戸塚５丁目14番11号
債務者　曽我　博一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２０号
埼玉県幸手市東４丁目18番12号
債務者　豊岡　英里
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
埼玉県春日部市下蛭田311番地５ハイツアカネ103
債務者　松森奈津美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂1138番地
債務者　北原　秀夫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４７号
千葉県東金市堀上23番地１　ハミングバードＤ―203
債務者　板倉　正裕
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６６５号
川崎市中原区下小田中３丁目11番47号　コーポモリタ201
債務者　櫻井　正次
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
川崎市中原区木月伊勢町６番35号　Ｌａ－ｆａｍｉｌｌｅ　ｍｉｋｋｏ　Ｂ－１
債務者　高畑　岳洋
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
川崎市中原区上小田中１丁目23番14号　第２ハウスリミー203
債務者　大湯　淳一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
川崎市宮前区馬絹1378番地26　マイキャッスル宮崎台Ⅱ―107
債務者　昆　　智矢
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
川崎市川崎区大島上町17番２―601号　ｉランド川崎
債務者　森本　里香（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２０号
川崎市宮前区有馬５丁目18番７号　ティーエスハイツ201
債務者　柿沼　高樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
静岡県田方郡函南町柏谷681番地　レオパレスパークヒルズⅡ―206、前住所静岡県伊豆市関野293番地の１
債務者　下山　直哉
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
静岡県田方郡函南町上沢694番地の４　サンサーラ上沢103号、前住所静岡県伊豆市湯ヶ島28番地
債務者　中島　俊一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
静岡県田方郡函南町肥田516番地の１　レオパレスドヴォール函南202、前住所埼玉県さいたま市北区奈良町64番地14　グランパレスダイトー402
債務者　櫻井　淳平
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係